

外ヶ浜町社会福祉協議会移送サービス事業実施要綱

【第1章 事業の概要に関すること】

(目的)

第1条 この要綱は、公共の交通機関を利用することが困難な高齢者及び障害者等に対して移動手段の提供による外出支援により、福祉の増進を図ること及び運行の安全確保に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は社会福祉法人外ヶ浜町社会福祉協議会とする。

(利用対象者)

第3条 事業の対象者は次の各号に定める者とする。

- (1) 介護保険法により認定を受けた要介護者、要支援者。
- (2) 介護予防・生活支援サービス事業基本チェックリスト該当者。
- (3) 身体障害者福祉法による身体障害者手帳保持者で、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者。
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者及び保健福祉手帳保持者で、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者。
- (5) 都道府県知事が発行した療育手帳の交付を受けた知的障害者で単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者。

(利用者の付添人の同乗可否)

第4条 第5条各号に定める事業ともに付添人として家族の同乗は移送サービス事業を管理する部長の判断により可否を決定する。第5条第1号の事業の付添人の同乗は、病院等で家族の同行を要請した場合に限る。利用者が入院や施設入所等になった場合、付添人の自宅への送りはしない。第5条第2号の事業は運転手のみの対応となるため、介助が必要な方は、家族又は介護員等の対応とする。

(事業の種類)

第5条 事業の種類は次の各号のとおりとする。

- (1) 介護輸送事業（営業ナンバー及び自家用ナンバーによる輸送）
運転手と訪問介護員等が訪問介護サービスの一体及び一連として行う輸送事業。
- (2) ケア輸送事業（営業ナンバーによる輸送）
運転手による目的地までの輸送事業。

(乗車可能な車両と運転手)

第6条 乗車可能車両と運転手は次のとおりの資格者及び講習等修了者とする。

- (1) 営業ナンバー車両は第2種運転免許所持者であり、かつ旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項の適性診断受診者とする。

(2) 自家用ナンバー車両はホームヘルパー1級、2級、3級修了課程（介護職員初任者研修修了課程とみなす）取得者、介護福祉士取得者であり、かつ、道路運送法施行規則第51条（自家用有償旅客運送自動車の運転者）の16第1項第1号の国土交通大臣が認定する講習の修了者とする。

（利用目的の範囲）

第7条 利用目的の範囲は別表1に定める範囲とする。

（移送範囲）

第8条 移送の範囲は青森県内とする。第5条第2号の事業は出発地、到着地のいずれかが青森県内の場合、可能とする。

（営業日及び営業時間）

第9条 営業日は月～金曜日までとする。営業時間は午前7時～午後5時30分までとする。ただし、病院受診など、やむを得ない事情で営業終了時間を過ぎる場合はこの限りではない。

（受付日及び受付時間）

第10条 受付日は月～金曜日までとする。土、日曜日及び12月31日～1月3日の間の受付は休業する。受付時間は午前8時30分～午後4時までとする。

（予約の受付）

第11条 利用申込については営業所への電話または来所等により、目的地と時間の予約制とする。予約状況によっては利用を断る場合もある。

（利用手続き）

第12条 移送サービスを利用する者は、原則として初回利用開始予定日の3日前までに承諾書を提出する。ただし、やむを得ない場合で会長が認める場合はこの限りではない。

（利用の取消）

第13条 次の各号に定める場合には、サービスを中止する。

- (1) 申請者から辞退の申し出があったとき。
- (2) その他会長が不相当と認めたとき。

（利用者負担と支払方法）

第14条 利用者は、移送先ごと1回の移送につき、別表2に定める額を運賃として利用月の翌月末日までに1ヶ月分をまとめて支払うものとする。また介護保険法で定められた訪問介護利用者負担分は別途支払うものとする。有料道路、有料駐車場の利用料金等、移送日にかかる費用については利用者の実費負担とする。

移送サービス事業実施要綱 別表 1

利用可能な目的

介護輸送	ケア輸送
医療機関への通院同行	医療機関への通院及び入退院
日用品の買い物同行	日用品の買物
介護保険施設、福祉施設等の見学同行	介護保険施設、福祉施設への入退所
役場など官公署への届出同行	役場など官公署への届出等
生活費をおろすための金融機関同行	生活費をおろすための金融機関行き
生活に不可欠な公共料金支払い同行	生活費に不可欠な公共料金支払い
その他会長が必要と認めるもの	理美容院への外出
	冠婚葬祭への出席
	その他会長が必要と認めるもの

移送サービス事業実施要綱 別表 2

移送サービス運賃表

介護輸送

運賃及び 計算方法	距離制運賃 初乗運賃 2.0 kmまで200円 加算運賃 2.0 kmから1 kmまで増すごとに100円
適用方法	距離制運賃は、走行距離積算計により算出します。
備 考	介護保険利用者負担金は、負担割合証に応じた基本利用料の1割から3割の額を別途徴収いたします。

ケア輸送

運賃及び 計算方法	時間制運賃 普通車 拘束10分ごとに1,000円
適用方法	旅客の指定した場所に到着した時から、旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じた運賃とする。
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間制運賃は10分未満の端数が生じた場合は切り上げる。 ・ 時間制運賃による契約の場合は、前面に「貸切」の表示をする。 ・ 時間制運賃には、運賃の割増及び料金は適用しない。 ・ 身体障害者、知的障害者、精神障害者は当該手帳を呈示したときに1割引とする。運賃料金の額は上記計算方法により算出された額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額とする。 ・ 旅客の要求により、有料道路、自動車航送船、有料駐車場等を利用した場合の当該利用の実費は、旅客の負担とする。 ・ 道路事情、交通規制等客観的な事情又は他の適当な方法がないためにやむを得ず有料道路又は自動車航送船を利用して往路又は復路が回送となる場合の当該利用の実費は、旅客の負担とする。